

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における
公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」（令和 2 年 4 月 30 日健感発 0430 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「4 月 30 日通知」という。）において、令和 2 年 4 月 1 日以降に、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診（往診、訪問診療等による受診を含む。）した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担に相当する金額について、令和 2 年 5 月診療分から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することが可能とされた。

当該取扱いに伴い、保険医療機関等による当該金額の請求（以下「本請求」という。）に係る診療報酬明細書等の記載等については、下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いする。

記

1 公費負担者番号欄について

- (1) 本請求に関する法別番号は「28」とすることとし、保険医療機関等の所在地に応じて該当する公費負担者番号（8 桁）を記載すること。（別紙参照）
- (2) 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号 28 の公費負担医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

による一類感染症等の患者の入院(同法第 37 条))と同様の取扱いとすること。なお、同条に基づく公費負担医療、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(令和 2 年 3 月 4 日健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同月 25 日改正。以下「3 月 4 日通知」という。)による PCR 検査に係る補助(以下「3 月 4 日通知による PCR 検査等の補助」という。)及び本補助事業による補助の適用の順番については、同条に基づく公費負担医療の適用、3 月 4 日通知による PCR 検査等の補助、本補助事業による補助の順に適用するものとする。

2 公費負担医療の受給者番号について

公費負担医療の受給者番号は、「9999996 (7 桁)」を記載すること。

3 「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、3 月 4 日通知による PCR 検査等の補助の対象となる、PCR 検査料及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料の合計点数と、実際に算定した 4 月 30 日通知の第 1. の 2. に規定する新型コロナウイルス感染症に係る医療に要した費用の額を、分けて記載すること。また、本請求に係る「負担金額」又は「一部負担金額」の項には「0 円」と記載すること。

記載例：「療養の給付」欄

宿泊療養中又は自宅療養中に往診をし、PCR 検査及び新型コロナウイルス感染症に係る医療を実施した場合。(往診料 (720 点)、再診料 (73 点) 及び外来管理加算 (52 点) を算定した場合。)

療養の給付	請求点	※ 決定点	一部負担金額
	2,795		円 減額 割(円)免除・支払猶予
	公費①	点 ※	点 円
公費②	845	点 ※	点 円

※ 公費①：PCR 検査料及び微生物学的検査判断料

公費②：軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した(往診、訪問診療等による受診を含む。)新型コロナウイルス感染症に係る医療

4 その他

その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号)によること。

5 実施時期

令和 2 年 5 月診療分(6 月請求分)から実施すること。

保険医療機関 所在地	公費負担者番号							集計コード
	法別 番号	都道府 県番号	実施機関番号			検証 番号		
北海道	2 8	0 1	0 6 0	1			28010601	
青森県	2 8	0 2	0 6 0	0			28020600	
岩手県	2 8	0 3	0 6 0	9			28030609	
宮城県	2 8	0 4	0 6 0	8			28040608	
秋田県	2 8	0 5	0 6 0	7			28050607	
山形県	2 8	0 6	0 6 0	6			28060606	
福島県	2 8	0 7	0 6 0	5			28070605	
茨城県	2 8	0 8	0 6 0	4			28080604	
栃木県	2 8	0 9	0 6 0	3			28090603	
群馬県	2 8	1 0	0 6 0	0			28100600	
埼玉県	2 8	1 1	0 6 0	9			28110609	
千葉県	2 8	1 2	0 6 0	8			28120608	
東京都	2 8	1 3	6 8 0	2			28136802	
神奈川県	2 8	1 4	0 6 0	6			28140606	
新潟県	2 8	1 5	0 6 0	5			28150605	
富山県	2 8	1 6	0 6 0	4			28160604	
石川県	2 8	1 7	0 6 0	3			28170603	
福井県	2 8	1 8	0 6 0	2			28180602	
山梨県	2 8	1 9	0 6 0	1			28190601	
長野県	2 8	2 0	0 6 0	8			28200608	
岐阜県	2 8	2 1	0 6 0	7			28210607	
静岡県	2 8	2 2	0 6 0	6			28220606	
愛知県	2 8	2 3	0 6 0	5			28230605	
三重県	2 8	2 4	0 6 0	4			28240604	
滋賀県	2 8	2 5	0 6 0	3			28250603	
京都府	2 8	2 6	0 6 0	2			28260602	
大阪府	2 8	2 7	0 6 0	1			28270601	
兵庫県	2 8	2 8	0 6 0	0			28280600	
奈良県	2 8	2 9	0 6 0	9			28290609	
和歌山県	2 8	3 0	0 6 0	6			28300606	
鳥取県	2 8	3 1	0 6 0	5			28310605	
島根県	2 8	3 2	0 6 0	4			28320604	
岡山県	2 8	3 3	0 6 0	3			28330603	
広島県	2 8	3 4	0 6 0	2			28340602	
山口県	2 8	3 5	0 6 0	1			28350601	
徳島県	2 8	3 6	0 6 0	0			28360600	
香川県	2 8	3 7	0 6 0	9			28370609	
愛媛県	2 8	3 8	0 6 0	8			28380608	
高知県	2 8	3 9	0 6 0	7			28390607	
福岡県	2 8	4 0	0 6 0	4			28400604	
佐賀県	2 8	4 1	0 6 0	3			28410603	
長崎県	2 8	4 2	0 6 0	2			28420602	
熊本県	2 8	4 3	0 6 0	1			28430601	
大分県	2 8	4 4	0 6 0	0			28440600	
宮崎県	2 8	4 5	0 6 0	9			28450609	
鹿児島県	2 8	4 6	0 6 0	8			28460608	
沖縄県	2 8	4 7	0 6 0	7			28470607	